

淡路地区 海岸ゾーン Park-PFI 公募設置等指針に関する質問及び回答

※質問書受付期間は、平成30年10月11日(木)～平成30年12月14日(金)です。

No.	質問月日	質問	回答	備考
1	2018/10/17	・淡路地区海岸ゾーンPark-PFI事業 公募設置等指針の提供情報【別添8】について、守秘義務対象資料とされていますが、現時点にてPDFデータにアクセスできるようになっております。 このデータが守秘義務対象となりますでしょうか。 守秘義務対象資料の申請をさせて頂いた後に提供頂ける資料があるということになりますでしょうか。	・PDFデータについては、守秘義務対象開示資料ではありません。 測量データ(CADデータ)が守秘義務対象開示資料ですので、測量データ(CADデータ)が必要な場合は、(様式1-1)「守秘義務対象開示資料提供申込書」及び(様式1-2)「守秘義務の遵守に係る誓約書」を提出してください。	
2	2018/10/17	・淡路地区海岸ゾーンPark-PFI事業 公募設置等指針の添付資料【様式3】質問書について、こちらの提出は提出期間中何度でもさせて頂いてよろしいでしょうか。 または、一度のみの提出となりますでしょうか。	・質問に関しては、平成30年12月14日迄は、何度でも提出して頂いて結構です。 なお、回答について、約2週間を目処に随時事務所HPにて公開します。 ※淡路地区海岸ゾーンPark-PFI事業公募設置等指針 P18「4. 公募の手続きに関する事項等(1) 日程」を参照ください。	
3	2018/10/23	【事業の期間に関して】 認定計画の20年を超えて、新たな計画を提案し、公募対象施設を撤去せず、運営していくことは可能でしょうか。	・認定の有効期間(20年間)を超える期間の提案は受け付けません。なお、認定の有効期間終了時期において、国の計画や、施設の利用状況等を勘案し、事業継続することが望ましいと判断される場合は、引き続き設置管理を許可することも想定されますが、現時点で未定です。	
4	2018/10/23	【特定公園施設の設置に関して】 特定公園施設は公募対象施設の屋上に設置してもよいか。	・公募対象公園施設の屋上に広場、植栽、芝生等を設置することは可能です。ただし、当該施設は公募対象公園施設の一部とみなし、特定公園施設としては扱いません。	
5	2018/10/23	【公募対象施設の建設について】 公募対象施設について、駐車場スペースを覆うような形で建設することは可能でしょうか。	・原則、「駐車場(186台)」を覆うような形で公募対象公園施設を設置することは不可とします。なお、想定されている建設場所(「舗装広場」「臨時駐車スペース」など)や整備計画の内容が不明のため、必要であれば具体的な場所・規模・形状などとともに目的などの説明を加えたくて、改めてご質問ください。	
6	2018/10/23	【認定計画の範囲について】 公募対象施設以外の場所を含めた形での提案は可能でしょうか。	・ご質問では、想定されている提案内容が不明なため、必要であれば具体的な場所、提案内容などの説明を加えて、改めてご質問ください。 ・なお、民活エリア内では、公募対象公園施設、特定公園施設及び利便増進施設以外の部分においては、国が芝生・舗装等による整備を行います。その配置・色・形状・素材等の希望について提案することができます。(指針p9, 2.(1)①を参照)	
7	2018/10/23	【供用開始時期に関して】 国による土地造成等の整備と同時に公募対象公園施設の整備工事を行うこととするとございますが、「同時期」を行うことは可能なのでしょうか。 また、国による土地造成整備により施設整備の工事が遅れた場合、供用開始を遅らせることは可能でしょうか。	・国の造成が完了した敷地から随時、認定計画者が公募対象公園施設等を設置することを予定しており、国と認定計画提出者が同じ工区で同時に整備工事を行うことはできません。公募対象公園施設等の整備工事の工程等の詳細については国と協議するものとします。 ・国の整備の遅れにより供用開始予定日を変更する場合は、協議の上、合理的な供用開始予定日を定めるものとします。	
8	2018/10/23	【シースケープラウンジ全体について】 「海岸北ロケートのエントランス」とはこのゲートを指しますでしょうか。	・シースケープ・ラウンジ整備イメージ図の「公園ゲート」を指します。(※公募設置等指針 p3, 1.(3)参照)	別紙に拡大図を示します。(こちら)
9	2018/10/23	【自転車の利用に関して】 自転車駐車場の表記がございますが、公募対象施設、特定公園施設及び利便増設施設内での自転車利用は可能でしょうか。	・自転車を走行させる場合は、専用の動線を設けるなど歩行者と接触しないよう配慮して全体基本構想を提案してください。なお、「しおさいプロムナード」において自転車の走行を認める予定です。	
10	2018/10/23	【応募法人に関して】 応募資格に「過去10年以内に飲食施設の管理、運営の実績を有すること」とございますが、飲食施設の運営を委託している法人でも参加可能でしょうか。	・応募法人等が自ら飲食施設の管理運営について企画や経営を行い、業務の一部を委託している場合は、参加可能です。 なお、応募法人等の実績が店舗物件の賃貸やリースに限定されているなど、企画・経営への関与が認められない場合は、参加不可とします。	
11	2018/10/23	【事業継承について】 事業継承に関して、事業破綻でなくとも法人内、グループ会社内で事業継承することは可能でしょうか	・事業継承については、都市公園法第5条の8及び「都市公園の質の向上に向けたPark-PFI活用ガイドライン 3.9 地位の承継」に即して判断することとなりますが、ご質問にある事業承継の具体的な目的や背景が不明なため、必要であれば説明を加えたくて改めてご質問ください。	
12	2018/10/23	【参加登録について】 公募への参加登録後の撤回は可能でしょうか。	・参加登録の撤回は可能です。撤回が決定した時点で、事務局に連絡ください。	
13	2018/10/23	【公募設置等計画等関係書類について】 応募資格関係書類において、「飲食施設の管理運営の実績を証する書類」を提出書類とされていますが、こちらは具体的に何を準備すればよろしいでしょうか。	・公的機関が発行した営業許可証の写し又は会社法435条第2項に基づく事業報告等を提出してください。なお、事業報告の場合は、実績に関する記載箇所が分かるようにしてください。	
14	2018/10/23	【公募対象公園施設の設計及び整備工事の計画について】 提出書類にございます、「公募対象公園施設の設計及び整備工事の計画」の完成度は具体的にどの程度まで必要とされますか	・「公募対象公園施設の設計及び整備工事の計画」は、提案段階におけるデザイン及び設計の考え方や、施設の規模を示すもので、概略建築図やイメージ図はそれを表現するものとして活用してください。(施設の詳しい構造や概略建築図に示される施設内配置等は、設計・施工の各段階で決定されるものと認識しています。) ただし、整備面積(建築面積+屋外面積)については、<評価項目・評価の視点>(3)施設の整備計画①において評価対象となるため、設計・施工の各段階で変動する可能性がある場合は、最小面積を記載してください。	

15	2018/10/23	<p>【投資額について】 提出書類にて示した投資額は、確定のものとして扱われますか。また、各応募者より提示される投資額の妥当性や確実性の判断はどういった指標を使用されますか。</p>	<p>・投資額は、提案段階における確定のものとして扱います。 ・投資額の妥当性・確実性は、＜評価項目・評価の視点＞(5)事業計画①において、各評価項目との整合性により評価します。</p>	
16	2018/10/29	<p>現状、既存で持込みBBQ場がありますが、新しく公募するエリアにて「手ぶらBBQ※食材・食器付き」の新設は可能か？ ※要約すると、既存エリアにある施設と同内容の施設を営業することは可能か？</p>	<p>今回の公募に含まれる「公募対象施設」として、「手ぶらBBQ」の施設を設置することは可能ですが、延床面積100m²以上の常設の建物を1棟以上設置することが必要です。 ※公募等設置指針P11 ③</p>	